

XIII

学則・学生規則等

国立大学法人富山大学学則

富山大学学生規則

国立大学法人富山大学大学院学則

富山大学における学生の懲戒規則

富山大学における学生の懲戒規則の運用指針

国立大学法人富山大学学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される国立大学法人富山大学（以下「本法人」という。）及び本法人によって設置される富山大学（以下「本学」という。）の組織、運営、教学等について、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を富山県富山市五福3190番地に置く。

(目的)

第3条 本学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的発展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第3条の2 人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、学部又は学科等において別に定める。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究組織等

(学部及び学科)

第5条 本学に、次の学部及び学科（以下「学部等」という。）を置く。

人文学部 人文学科

人間発達科学部 発達教育学科、人間環境システム学科

経済学部 経済学科、経営学科、経営法学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物学科、生物圏環境科学科

医学部 医学科、看護学科

薬学部 薬学科、創薬科学科

工学部 工学科

芸術文化学部 芸術文化学科

都市デザイン学部 地球システム科学科、都市・交通デザイン学科、材料デザイン工学科

2 学部等に関する事項は、別に定める。

(収容定員)

第6条 学部等の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学部等の教員組織)

第7条 学部は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

2 学部等の教員組織に関する事項は、別に定める。

(授業科目の担当)

第7条の2 主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が、主要授業科目以外の授業科目は専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

(教養教育院)

第7条の3 本学に、教養教育院を置く。

2 教養教育院に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(附置研究所)

第9条 本学に、附置研究所として、和漢医薬学総合研究所を置く。

2 和漢医薬学総合研究所に関する事項は、別に定める。

(附属病院)

第10条 本学に、附属病院を置く。

2 附属病院に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(機構)

第11条の2 本学に、次の機構を置く。

教育・学生支援機構

研究推進機構

地域連携推進機構

国際機構

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

総合情報基盤センター

環境安全推進センター

自然観察実習センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学外との連携による教育研究施設)

第12条の2 本学に、学外との連携による教育研究施設を置く。

施設名	連携先機関
先進軽金属材料国際研究機構	熊本大学

2 学外との連携による教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第14条 本学に、次の附属学校を置く。

人間発達科学部附属幼稚園

人間発達科学部附属小学校

人間発達科学部附属中学校

人間発達科学部附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第15条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

人間発達科学部附属人間発達科学研究実践総合センター

薬学部附属薬用植物園

2 学部附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究所附属教育研究施設)

第16条 和漢医薬学総合研究所に、附属教育研究施設として、和漢医薬教育研修センター及び民族薬物資料館を置く。

2 附置研究所附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部)

第17条 本法人に、学術研究部を置き、次の学系を置く。

人文科学系
教育学系
社会科学系
理学系
都市デザイン学系
工学系
医学系
薬学・和漢系
芸術文化学系
教養教育学系
教育研究推進系

2 学術研究部に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第18条 本法人に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3章 職員組織等

(役員)

第19条 本法人に、役員として、学長、理事7人以内及び監事2人を置く。

第20条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、本法人の業務を監査する。

4 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第21条 本法人に、教育職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部長)

第22条 学術研究部に、学術研究部長を置く。

2 学術研究部長は、学長をもって充てる。

(学系長)

第23条 学系に、学系長を置く。

2 学系長は、学術研究部長の命を受け、当該学系の運営に関する業務をつかさどる。

3 学系長は、学系の教授をもって充てる。

4 学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学系長)

第24条 学系に、副学系長を置くことができる。

2 副学系長は、学系長の命を受け、学系長の職務を補佐し、学系長に事故があるときはその職務を代理する。

3 副学系長は、学系の教授をもって充てる。

4 副学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第25条 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、理事又は職員をもって充てる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第26条 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長の命を受け、特定の業務を総括整理する。

3 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

- 第27条 本学に、学長補佐を置くことができる。
- 2 学長補佐は、学長の命を受け、その業務を掌理する。
 - 3 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特命補佐)

- 第27条の2 本学に、学長特命補佐を置くことができる。
- 2 学長特命補佐は、学長の命を受け、専門的知見に基づき、特定の事項について学長を補佐する。
 - 3 学長特命補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(理事補佐)

- 第27条の3 本学に理事補佐を置くことができる。
- 2 理事補佐は、理事の職務を補佐する。
 - 3 理事補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

- 第28条 学部に、学部長を置く。
- 2 学部長は、学長の命を受け、当該学部の運営に関する校務をつかさどる。
 - 3 学部長は、学部に配置する教授をもって充てる。
 - 4 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

- 第29条 学部に、副学部長を置くことができる。
- 2 副学部長は、学部長の命を受け、学部長の職務を補佐し、学部長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 副学部長は、学部に配置する教授をもって充てる。
 - 4 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

- 第30条 学科に、学科長を置くことができる。
- 2 学科長は、学部長の命を受け、当該学科の運営に関し、総括し、調整する。
 - 3 学科長は、学科に配置する教授をもって充てる。
 - 4 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育院長)

- 第30条の2 教養教育院に、院長を置く。
- 2 教養教育院長は、学長の命を受け、教養教育院の運営に関する校務をつかさどる。

(和漢医薬学総合研究所長)

- 第31条 和漢医薬学総合研究所に、所長を置く。
- 2 和漢医薬学総合研究所長は、学長の命を受け、和漢医薬学総合研究所の運営に関する校務をつかさどる。

(附属病院長)

- 第32条 附属病院に、病院長を置く。
- 2 附属病院長は、学長の命を受け、附属病院の運営に関する校務をつかさどる。

(附属図書館長)

- 第33条 附属図書館に、館長を置く。
- 2 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館の運営に関する校務をつかさどる。

(機構長)

- 第33条の2 機構に、機構長を置く。
- 2 機構長は、学長の命を受け、機構の運営に関する校務をつかさどる。

(学内共同教育研究施設等の長)

- 第34条 学内共同教育研究施設及び保健管理センター（次項において「施設等」という。）に、長を置く。

- 2 施設等の長は、学長の命を受け、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(学外との連携による教育研究施設の長)

- 第34条の2 学外との連携による教育研究施設に、長を置く。

2 学外との連携による教育研究施設の長は、所属する学長の命を受け、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(附属学校の長)

第35条 附属学校に、校長（幼稚園にあっては園長）を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、人間発達科学部長の命を受け、その学校又は園に関する事項を掌理する。

(学部附属の教育研究施設の長)

第36条 学部附属の教育研究施設に、長を置く。

2 前項の教育研究施設の長は、当該学部長の命を受け、その施設に関する事項を掌理する。

(附置研究所附属の教育研究施設の長)

第37条 附置研究所附属の教育研究施設に、長を置く。

2 前項の教育研究施設の長は、当該研究所長の命を受け、その施設に関する事項を掌理する。

第4章 運営組織

(役員会)

第38条 本法人に、本法人の重要な事項を審議するための機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第39条 本法人に、本法人の経営に関する重要な事項を審議するための機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第40条 本法人に、本学の教育研究に関する重要な事項を審議するための機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第41条 本法人に、学長の選考等を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部会議)

第42条 学術研究部に、所属する教育職員に関する事項等を審議するため、学術研究部会議を置く。

2 学術研究部会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学系会議)

第43条 学系に、所属する教育職員に関する事項等を審議するため、学系会議を置く。

2 学系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第44条 学部、教養教育院及び附置研究所に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第45条 本法人に、必要に応じ各種委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(会計規則)

第46条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

(その他)

第47条 その他本学の運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教学及び学生

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第48条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第49条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。この場合において、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第50条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日については、学長が別に定める。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第51条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次に編入学した者の修業年限は5年、その他の学部学科の第3年次に編入学した者の修業年限は2年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したものと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第52条 本学の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科及び薬学部薬学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年（医学部医学科の第2年次編入学者の第2年次は、2年）を超えて在学することができない。ただし、特別の理由がある場合は、通算して在学期間12年（医学部医学科の第2年次編入学者は、10年）を限度とし、各期間の延長を認めることができる。

3 薬学部創薬科学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次のそれについて、通算して4年を超えて在学することができない。ただし、特別の理由がある場合は、通算して在学期間8年を限度とし、各期間の延長を認めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第53条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第54条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科

学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めたもの
- (9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第55条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第56条 本学への入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、当該教授会の意見を聴いて、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第57条 入学者の選考に合格し本学に入学することを希望する者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（第90条による入学料の免除又は徴収猶予の申請が受理された者を含む。）に入学を許可する。

（再入学、編入学及び転入学）

第58条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、学部の定めるところにより、当該教授会の意見を聴いて、相當年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学を退学又は第77条第5号により除籍した者で、当該学部学科に再入学を志願するもの
 - (2) 大学を卒業又は退学した者で、本学に編入学を志願するもの
 - (3) 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願するもの
 - (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの
- (7) 国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者で、本学に編入学を志願するもの
- (8) 第54条の規定による入学資格を有し、かつ、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で、本学に編入学を志願するもの
- (9) 第54条の規定による入学資格を有し、かつ、我が国において、外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者で、本学に転入学を志願するもの

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の

各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

3 前2項の規定により再入学、編入学及び転入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、学部において別に定める。

（再入学等の志願手続、選考及び入学手続等）

第59条 再入学、編入学及び転入学の志願手続、選考及び入学手続等は、第55条から第57条までの規定を準用する。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程及び履修方法）

第60条 本学は、学部等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 学部等及び教養教育院における授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第60条の2 学生が各年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間、1学期又は1タームに履修科目として登録することができる単位数の上限は、学部において別に定める。

2 学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間、1学期又は1タームに、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（授業の方法等）

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

5 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第61条の2 学部等及び教養教育院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部等及び教養教育院は、学修の成果に係る評価並びに卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容改善のための組織的な研修等）

第61条の3 学部等及び教養教育院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修

及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第62条 学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを申し出たときは、当該学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

(他の学部の授業科目の履修等)

第63条 学部において、教育上有益と認めるときは、他の学部との協議に基づき、学生が当該学部において履修した授業科目について修得した単位を、教育課程修了に要する修得単位として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第64条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）を、60単位（授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数をいう。以下同じ。）を超えない範囲で、学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、学部の定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、修得したものとみなすことができる単位数は前項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第65条 本学が教育上有益と認めるときは、学生の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第66条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第64条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位計算方法)

第67条 各授業科目的単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用によ

り行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じ学部及び教養教育院が定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第68条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績)

第69条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、学部及び教養教育院が必要と認める場合は、認、合格及び不合格の評語を用いることができる。

2 前項に掲げるもののほか、成績に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第70条 疾病その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第71条 引き続いで休学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えてはならないものとする。

3 休学期間は、第51条に規定する修業年限及び第52条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第72条 休学している者が、復学する場合は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。

(他の大学への転学等)

第73条 他の大学への入学又は転入学をしようとする者は、あらかじめ学部長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第74条 学長は、他の学部又は同一学部の他学科に転することを願い出した者があるときは、当該教授会の意見を聴いて、許可することができる。

(留学)

第75条 外国の大大学（短期大学を含む。）に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 第1項の規定により許可を受けて留学した期間は、当該教授会の意見を聴いて、第52条に規定する修業年限に算入することができる。

(退学)

第76条 本学を退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて許可する。

3 学長は、学業不振で成業の見込みがないと認められたときには、当該教授会の意見を聴いて、退学を命ずることができる。

(除籍)

第77条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、当該教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

(1) 第52条に規定する在学期間を超えた者

- (2) 第71条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料免除の不許可又は一部許可の告知を受けた者のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 入学料徴収猶予の許可又は不許可の告知を受けた者のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第78条 本学に修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者は、当該教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 卒業を認定する時期は、原則として学年末とする。

(学位の授与)

第79条 卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学士の学位については、別に定める。

第7節 教員免許状

(教員免許状)

第80条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科等において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第81条 学長は、表彰に値する行為があったと認められる学生については、表彰することができる。

(懲戒)

第82条 学長は、本学が定める規則等に違反し又は学生としての本分に反する行為があったと認められる学生については、当該教授会の意見を聴いた上で、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間が30日を超えるときは、その期間は第52条に規定する在学期間に算入し、第51条に規定する修業年限には算入しない。

第9節 寄宿舎

(寄宿舎)

第83条 本学に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第84条 特定の研究事項について本学での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該教授会で選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第85条 本学が開設する授業科目の一又は複数について履修を志願する者があるときは、教育

に支障がない限り、当該教授会で選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
 (特別聽講学生)

第 86 条 他の大学等に在学している者が本学での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学との協議に基づき、特別聽講学生として本学に受け入れることができる。
 (外国人留学生)

第 87 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。
 (その他)

第 88 条 研究生、科目等履修生、特別聽講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 89 条 本学の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。
 (検定料の免除)

第 89 条の 2 特別な事情等により検定料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に必要な事項は、別に定める。
 (入学料の免除及び徴収猶予)

第 90 条 特別な事情等により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、入学料を免除し又は入学料の徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。
 (授業料の納付)

第 91 条 授業料は、年度を前学期、後学期の 2 学期に分け、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を、指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生から申出があったときは、前学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて徴収することができる。

3 入学年度の前学期又は前学期及び後学期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可された者から申出があったときには、入学の手続を行うときに徴収することができる。

4 長期履修、休学、復学及び退学等が認められた場合の授業料の納付については、別に定める。
 (授業料の免除及び徴収猶予)

第 92 条 学業成績が優秀で、かつ、特別な事情等により授業料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、授業料の全額若しくはその一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全額又はその一部を免除することができる。

3 授業料の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。
 (授業料等の不徴収)

第 93 条 特別聽講学生等の検定料、入学料及び授業料は、他大学との協定に基づき、不徴収とすることができる。

(寄宿料の免除)

第 94 条 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。
 (納付した授業料等)

第 95 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料等相当額を返還するものとする。

3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第7章 関連教育病院

(関連教育病院)

第96条 本学の医学部における臨床教育の充実を図るための関連教育病院を必要に応じて定め、

当該病院において、専門科目に必要な臨床実習の一部を学生に行わせるものとする。

2 関連教育病院に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第97条 本学の教育・研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学が主催する公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成17年10月1日から施行する。(略)

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

学 部	学 科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	170		7	694
	計	170		7	694
人間発達科学部	発達教育学科	80			320
	人間環境システム学科	90			360
	計	170			680
経済学部	経済学科				
	昼間主コース	120		4	488
	夜間主コース	10			40
	経営学科				
	昼間主コース	100		4	408
	夜間主コース	10			40
	経営法学科				
	昼間主コース	85		2	344
	夜間主コース	10			40
	計	335		10	1,360
理学部	数学科	50			200
	物理学科	40		1	162
	化学科	35		1	142
	生物学科	35		1	142
	生物圏環境科学科	30		1	122
	計	190		4	768

医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	80		10	340
	計	175	5	10	935
薬学部	薬学科	55			330
	創薬科学科	50			200
	計	105			530
工学部	工学科	365		17	1,494
	計	365		17	1,494
芸術文化学部	芸術文化学科	110			440
	計	110			440
都市デザイン学部	地球システム科学科	40			160
	都市・交通デザイン学科	40		1	162
	材料デザイン工学科	60		2	244
	計	140		3	566
合計		1,760	5	51	7,467

備考 経済学部の「昼間主コース」とは、主として昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表第2

学部名	学科等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語 社会 英語 ドイツ語 中国語 ロシア語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 英語 ドイツ語 中国語 ロシア語
人間発達科学部	発達教育学科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者

学部名	学科等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人間発達科学部	人間環境システム学科	中学校教諭一種免許状	社会 数学 理科 保健体育 英語
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民 数学 理科 保健体育 英語
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物圏環境科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
芸術文化学部	芸術文化学科	中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
都市デザイン学部	地球システム科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	都市・交通デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	材料デザイン工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

富山大学学生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学（以下「本学」という。）の学生が学生としての本分を守り、修学・課外活動等の学生生活を通して人格形成の進展を図るとともに、本学からの支援を享受するために必要な遵守すべき事項について定めるものとする。

(在学誓書及び保証人)

第2条 本学に入学（再入学、編入学及び転入学を含む。）する者は、所定の期日までに、保証人を定め保証人と連署の在学誓書を学長に提出しなければならない。

2 学生は、保証人に異動が生じた場合は、速やかに、学長に届け出なければならない。

(学生証)

第3条 学生は、入学時に学生証の交付を受けて常時携帯し、本学の職員から請求があったときには提示しなければならない。

2 学長は、学生が学生証を携帯しないときには、本学の教室、研究室、図書館及び福利厚生施設等の利用を許可しないことがある。

3 学生は、学生証を紛失又は汚損したときには、直ちに学生証再交付願を学長に提出し、再交付を受けなければならぬ。

4 学生は、本学の学籍を離れたときには、直ちに学生証を学長に返却しなければならない。

(住所届及び身上異動届)

第4条 学生は、入学時に住所届を学長に提出しなければならない。

2 学生は、住所に変更があったときには、その都度、速やかに住所変更届を学長に提出しなければならない。

3 学生は、改姓その他一身上に異動があったときには、身上異動届を学長に提出しなければならない。

(健康保持)

第5条 学生は、本学が実施する定期及び臨時の健康診断並びに感染症の予防対策を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、必要に応じて大学が行う健康上の指示に従わなければならない。
(休学)

第6条 疾病その他の理由により引き続き2か月以上修学することができない学生は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、休学許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、学生から休学許可願が提出された場合には、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 学長は、疾病のため修学することが適当ないと認められる学生については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第7条 継続して休学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えてはならないものとする。

3 休学期間は、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第51条に規定する修業年限及び学則第52条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第8条 休学している学生が復学する場合は、復学許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、学生から復学許可願が提出された場合には、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、これを許可する。

(他の大学への転学等)

第9条 他の大学への入学又は転入学をしようとする学生は、あらかじめ他大学受験許可願を学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第10条 他の学部又は同一学部の他学科に転ずることを願い出した学生は、転学部・転学科許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならぬ。

2 学長は、学生から転学部・転学科許可願が提出された場合には、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(留学)

第11条 外国の大学(短期大学を含む。)に留学しようとする学生は、留学許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、学生から留学許可願が提出された場合には、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 第1項の規定により許可を受けて留学した期間は、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、学則第51条に規定する修業年限に算入することができる。

(退学)

第12条 本学を退学しようとする学生は、退学許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、学生から退学許可願が提出された場合には、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 学長は、学生が学業不振で成業の見込みがないと認められたときには、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、退学を命ずることができる。

(除籍)

第13条 学長は、次の各号の一に該当する学生があるときは、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

(1) 学則第52条に規定する在学期間を超えた学生

(2) 学則第71条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない学生

(3) 入学料免除の不許可又は一部許可の告知を受けた学生のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない学生

(4) 入学料徴収猶予の許可又は不許可の告知を受けた学生のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない学生

(5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない学生

(6) 長期間にわたり行方不明の学生

(団体の設立等)

第14条 学生は、本学において、本学の学生を構成員とする団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときには、本学の教授、准教授、講師等のうちから1名以上の顧問教員を定め、かつ、当該団体の代表責任者（以下「代表責任者」という。）は、課外活動団体認定申請書に会則又は規約等を添えて学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 代表責任者は、申請事項に変更が生じたときには、その都度速やかに課外活動団体変更届を学長に提出しなければならない。

(団体の継続)

第15条 代表責任者は、前条により届け出て承認を受けた団体を継続しようとするときには、毎年4月末日までに課外活動団体認定申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学長に課外活動団体認定申請書の提出がない場合は、当該団体は解散したものとみなす。

(団体の解散)

第16条 代表責任者は、第14条に定める団体を解散するときには、学長に課外活動団体解散届を提出しなければならない。

(団体の解散命令)

第17条 学長は、団体の行為がその目的に著しく反すると認めるときには、団体の代表責任者

に当該団体の解散を命ずることができる。

(外部団体への加入等)

第18条 代表責任者は、団体が外部団体に加入しようとするときには、学外団体加入許可願に、当該外部団体の会則又は規約及び役員名簿等を添えて学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学長は、外部団体の行為が本学の目的に著しく反すると認められるときには、当該団体からの脱退を命ずることができる。

(集会及び催物等)

第19条 学生又は団体は、本学において、特定の宗教団体及び特定の政治団体の主張の普及・助長を図る活動をしてはならない。

2 学生又は団体が、本学において集会、催物その他行事（以下「集会等」という。）を行うときには、集会等を主催する学生又は代表責任者は、開催日の7日前までに集会等許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 学長は、集会等の主催者又は参加者が諸規則に違反した行為を行ったとき、集会等の中止又は解散を命ずることができる。

(印刷物の配布)

第20条 学生又は団体が、本学において雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物（以下「印刷物」という。）を配布しようとするときには、学生又は代表責任者は、あらかじめ印刷物配布許可願に当該印刷物1部を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(募金又は印刷物の販売)

第21条 学生又は団体が、本学において募金又は印刷物を販売しようとするときは、学生又は代表責任者は、あらかじめ募金・印刷物販売許可願に当該印刷物1部を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学生又は代表責任者は、募金又は印刷物の販売にあたっては、前項の届出の際に収益の用途を明示し、事後速やかに、その収支計算書を学長に提出しなければならない。

(掲示物)

第22条 学生又は代表責任者は、本学において印刷物、ポスター及び看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときには、あらかじめ掲示物許可願を学長に提出しなければならない。

2 学生又は代表責任者は、前項の規定による掲示物を学長の指定する場所に掲示し、掲示期限が経過した時には、当該掲示物を速やかに撤去するものとする。

第23条 学生又は代表責任者は、本学外において、大学名又は団体名を使用して実施する集会、催物その他行事及び印刷物の発行、配布、販売並びに掲示物の掲示をしようとするときには、第19条、第20条、第21条及び第22条第1項の規定を準用する。

(印刷物及び掲示物の内容等)

第24条 印刷物及び掲示物（以下「印刷物等」という。）については、発行者が団体であるときは当該団体名を、個人であるときには、その学生の氏名を明記するものとする。

2 印刷物等の内容又は形状は、次の各号の一に該当するものであってはならない。

- (1) 特定の個人、団体を誹謗しえはその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) 表現、形状、大きさ等が公序良俗に反するもの

3 学長は、印刷物等が次の各号の一に該当するときには、学生又は代表責任者に当該印刷物等の発行、配布及び販売の許可の取消を命じ又は中止及び撤去ができる。また、学長は、許可の取消又は中止及び撤去により学生又は団体が損害を受けることになつても、その責を負わない。

- (1) 届け出た印刷物等と相違するもの
- (2) 団体名又は責任者名のないもの

- (3) 許可期限を経過したもの
 - (4) その他学長が適当ないと認めたもの
- (騒音の規制)

第25条 学生又は団体が本学において拡声器その他音響設備を使用する必要のあるときには、学生又は代表責任者は、使用日の7日前までに集会等許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第26条 学生又は団体は、本学の施設又は設備を使用するときには、学生又は代表責任者は、あらかじめその施設が定める申請方法により、その許可を受けなければならない。

2 学生又は団体は、本学の施設又は設備の使用にあたっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設、期間及び時間を厳守すること
- (2) 使用の許可を受けた施設周辺の静穏な秩序を乱さないこと
- (3) その他施設又は設備等の管理上の指示に従うこと

3 学長は、次の各号の一に該当するときは、本学の施設又は設備の使用を許可しない。

- (1) 教育研究環境を保持できない恐れがあるもの
- (2) 違法又は不当な行為を行うもの
- (3) その他学長が適当ないと認めたもの

4 学長は、次の各号の一に該当するときは、必要な是正措置を命じ又は使用の許可を取り消すことができる。また、学長は、使用許可の取消により使用者が損害を受けることになっても、その責を負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき
- (2) 使用許可願に虚偽の記載があったとき
- (3) 本学において、当該施設又は設備を使用する必要が生じたとき

5 学生又は団体は、本学の施設又は設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は汚損したときには、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(学外活動申請書)

第27条 学生又は団体が学外において合宿、遠征等の活動をする場合は、学生又は代表責任者は、活動の14日前までに、学外活動申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の活動が登山を伴うものである場合は、学外活動申請書に登山計画書を添えて提出しなければならない。

(海外旅行届)

第28条 学生又は団体が海外旅行をする場合は、学生又は代表責任者は、出発の14日前までに、海外旅行届を学長に提出しなければならない。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、学生生活に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

国立大学法人富山大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人富山大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、富山大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、教育部、領域又は専攻等において別に定める。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に關し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究組織等

(研究科、教育部)

第4条 本学大学院に次の研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）を置く。

人文科学研究科（修士課程）

人間発達科学研究科（修士課程）

経済学研究科（修士課程）

芸術文化学研究科（修士課程）

生命融合科学教育部（博士課程）

医学薬学教育部（修士課程、博士課程）

理工学教育部（修士課程、博士課程）

教職実践開発研究科（専門職学位課程）

(課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(領域、専攻)

第6条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。

人文科学研究科

修士課程

人文科学専攻

人間発達科学研究科

修士課程

発達教育専攻、発達環境専攻

経済学研究科

修士課程

地域・経済政策専攻、企業経営専攻

- 芸術文化学研究科
修士課程
　芸術文化学専攻
- 生命融合科学教育部
博士課程
　認知・情動脳科学専攻、生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻
- 医学薬学教育部
修士課程
　医学領域
　　医科学専攻
- 博士課程（前期2年）
　医学領域
　　看護学専攻
- 薬学領域
　　薬科学専攻
- 博士課程（後期3年）
　看護学専攻、薬科学専攻
- 博士課程
　生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻、薬学専攻
- 理工学教育部
修士課程
　理学領域
　　数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球科学専攻、生物圏環境科学専攻
- 工学領域
　電気電子システム工学専攻、知能情報工学専攻、機械知能システム工学専攻、生命工学専攻、環境応用化学専攻、材料機能工学専攻
- 博士課程
　数理・ヒューマンシステム科学専攻、ナノ新機能物質科学専攻、新エネルギー科学専攻、地球生命環境科学専攻
- 教職実践開発研究科
専門職学位課程
教職実践開発専攻
- 2 医学薬学教育部看護学専攻及び薬科学専攻は、5年の博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。
(収容定員)
第7条 研究科、教育部及び専攻の収容定員は、別表第1のとおりとする。
(研究科等の教員組織)
第8条 研究科等は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
2 研究科等の教員組織に関する事項は、別に定める。
第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程又は専門職学位課程を兼ねることができる。
(研究科長)
第9条 研究科に研究科長を置く。
2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、教職実践開発研究科長は、別に定めるところにより選考する。
3 研究科長は、その研究科に関する事項をつかさどる。
(研究科委員会)
第10条 研究科に教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、研究科において定める。

(教育部長)

第11条 教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は、当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 教育部長は、その教育部に関する事項をつかさどる。

(副教育部長)

第11条の2 教育部に副教育部長を置く。

2 副教育部長は、当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 副教育部長は、教育部長の命を受け、教育部長の職務を補佐し、教育部長に事故があるときはその職務を代理する。

(教育部教授会)

第11条の3 教育部に教育研究に関する事項を審議するため、教育部教授会を置く。

2 教育部教授会に関し必要な事項は、教育部において定める。

第3章 教学及び学生

第1節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第13条 本学大学院の修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とことができる。

3 本学大学院の生命融合科学教育部博士課程の生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻、医学薬学教育部博士後期課程及び理工学教育部博士課程の標準修業年限は3年とし、生命融合科学教育部博士課程の認知・情動脳科学専攻、医学薬学教育部博士課程の生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻及び薬学専攻の標準修業年限は4年とする。

(在学期間)

第14条 本学大学院の修士課程、博士前期課程、博士後期課程、博士課程及び専門職学位課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。

第3節 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科等において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第16条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。

(1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
- (10) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 本学大学院の博士課程（標準修業年限が3年のものに限る。）及び博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 本学大学院の博士課程（標準修業年限が4年のものに限る。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院博士課程（修業年限が4年のものに限る。）に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
- (9) 本学研究科等において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (10) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 4 本学大学院の専門職学位課程に入学することのできる者は、第1項各号の一に該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有し、志望の専攻を履修するに適当と認められた者とする。
- 第17条 前条第1項第8号から第10号まで、第2項第6号及び第3項第7号から第9号までの認定に当たって必要な事項は、研究科等において定める。
- （入学の出願）
- 第18条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
- （入学者の選考）
- 第19条 入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は研究科等において別に定める。
- 2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会又は教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。
- （入学手続及び入学許可）
- 第20条 入学手続及び入学許可については、本学学則の規定を準用する。
- （再入学及び転入学）
- 第21条 再入学及び転入学については、本学学則の規定を準用する。
- 2 前項に定める転入学には、国際連合大学の課程に在学する者で、本学に転入学を志願するものを含むものとする。

第4節 教育課程等

（教育課程の編成及び教育方法等）

- 第22条 本学大学院は、研究科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系

- 的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、研究科等における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。
- 3 研究科等の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。
- 4 研究科等の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、准教授に担当若しくは分担させ、又は講師に分担させることができる。
- (教育方法の特例)
- 第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (授業の方法)
- 第23条の2 授業の方法については、本学学則第61条第1項から第3項までの規定を準用する。
(成績評価基準等の明示等)
- 第23条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 研究科等は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- (教育内容改善のための組織的な研修等)
- 第23条の4 研究科等は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。
(授業科目、単位数及び履修方法)
- 第24条 研究科等における授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、別に定める。
(履修科目の登録の上限)
- 第24条の2 学長が必要と認めるときは、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、研究科等において別に定めるものとする。
(単位の計算方法)
- 第24条の3 単位の計算方法については、本学学則の規定を準用する。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項で準用する本学学則第62条第1項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じ各研究科等が定めるものとする。
(長期にわたる課程の履修)
- 第25条 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、研究科等の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
- (他の研究科等又は学部の授業科目の履修等)
- 第26条 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の研究科等又は学部との協議に基づき、研究科等の定めるところにより、学生が当該他の研究科等又は学部の授業科目を履修することを認めることができる。
(他の大学の大学院における授業科目の履修等)
- 第26条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学

院との協議に基づかない場合であっても、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第27条 研究科等（教職実践開発研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協定に基づき、博士課程及び博士後期課程の学生に対し、当該外国の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第28条 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

- 3 第26条の2及び前2項の規定により本学大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（単位の認定）

第29条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により、その合格者に単位を与えるものとする。

（成績）

第30条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、研究科等が必要と認める場合は、認、合格及び不合格の評語を用いることができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、成績に関し必要な事項は、研究科等において別に定める。

第5節 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍

（休学及び復学）

第31条 休学及び復学については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学期間は、通算して当該研究科等の標準修業年限を超えることができない。

（転学）

第32条 転学については、本学学則の規定を準用する。

（転専攻）

第33条 学長は、同一研究科等の他専攻に転ずることを願い出た者があるときは、当該研究科委員会等の意見を聴いて、許可することができる。

（留学）

第34条 留学については、本学学則の規定を準用する。

（退学）

第35条 退学については、本学学則の規定を準用する。

（除籍）

第36条 除籍については、本学学則の規定を準用する。

第6節 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の要件)

第37条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）の修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、研究科等が定めた期間）以上在学し、所定の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修士課程及び博士前期課程にあっては、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

2 優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

第37条の2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

第37条の3 専門職学位課程の修了の要件は、標準修業年限（第25条に規定する学生については、教職実践開発研究科が定めた期間）以上在学し、所定の授業科目について46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。

第37条の4 本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の博士後期課程における在学期間については、適用しない。

(課程修了の認定)

第38条 本学大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、研究科委員会等の意見を聴いて、学長が認定する。

(学位の授与)

第39条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者には、博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与については、別に定める。

第7節 教員免許状

(教員免許状)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科等において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第41条 表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生 (研究生)

第42条 特定の研究事項について、本学大学院での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として本学大学院に受け入れることができる。

(特別研究学生)

第45条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での研究指導を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として本学大学院に受け入れることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができます。

(研究生等に関するその他の事項)

第47条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第48条 本学大学院の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、富山大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(検定料の免除)

第48条の2 検定料の免除については、本学学則の規定を準用する。

(入学料の免除)

第49条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請により、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学料の免除の申請をした者については、その免除を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の納付を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第50条 入学料の徴収猶予については、本学学則の規定を準用する。

(授業料の納付、免除及び徴収猶予等)

第51条 授業料の納付、免除及び徴収猶予等については、本学学則の規定を準用する。

(授業料等の不徴収)

第52条 特別聴講学生等の授業料等の不徴収については、本学学則の規定を準用する。

(寄宿料の免除)

第53条 寄宿料の免除については、本学学則の規定を準用する。

(納付した授業料等)

第54条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料相当額を返還するものとする。

3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

(研究科等の規則)

第55条 研究科等に関する規則は、研究科等において定める。

(本学学則の読み替)

第56条 この学則中、本学学則の規定を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」又は「教育部」と、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「教育部長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」又は「教育部教授会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成17年10月1日から施行する。(略)

附 則

この学則は、令和2年12月22日から施行する。

別表第1

研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	修士課程	人文科学専攻	8人	16人
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	6	12
		発達環境専攻	6	12
		計	12	24
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	6	12
		企業経営専攻	12	24
		計	18	36
芸術文化学研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8	16
生命融合科学教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	36
		生体情報システム科学専攻	4	12
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	12
		計	17	60
		医科学専攻	15	30
医学薬学教育部	修士課程	小計	15	30
		看護学専攻	16	32
	博士前期課程	薬科学専攻	35	70
		小計	51	102
	博士後期課程	看護学専攻	3	9
		薬科学専攻	8	24
		小計	11	33
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	72
		東西統合医学専攻	7	28
		薬学専攻	4	16
		小計	29	116
		計	106	281
理工学教育部	修士課程	数学専攻	8	16
		物理学専攻	12	24
		化学専攻	12	24
		生物学専攻	12	24

	地球科学専攻	1 0	2 0
	生物圏環境科学専攻	1 0	2 0
	電気電子システム工学専攻	3 3	6 6
	知能情報工学専攻	2 7	5 4
	機械知能システム工学専攻	3 3	6 6
	生命工学専攻	1 8	3 6
	環境応用化学専攻	2 2	4 4
	材料機能工学専攻	2 0	4 0
	小計	2 1 7	4 3 4
博士課程	数理・ヒューマンシステム科学専攻	5	1 5
	ナノ新機能物質科学専攻	4	1 2
	新エネルギー科学専攻	3	9
	地球生命環境科学専攻	4	1 2
	小計	1 6	4 8
	計	2 3 3	4 8 2
教職実践開発研究科	専門職学位課程	教職実践開発専攻	1 4
		合計	4 1 6
			9 4 3

別表第2

研究科等名	専攻等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文科学研究科	人文科学専攻	中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 社会 英語 ドイツ語 中国語 国語 地理歴史 公民 英語 ドイツ語 中国語
人間発達科学研究科	発達教育専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
	発達環境専攻	中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 数学 理科 保健体育 英語 地理歴史

		高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	公民 数学 理科 保健体育 英語
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術
理工学教育部	数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学 数学
	物理学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	生物学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	生物圏環境科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	電気電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	知能情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	機械知能システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	生命工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
教職実践開発研究科	教職実践開発専攻	小学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	社会
		中学校教諭専修免許状	数学
		中学校教諭専修免許状	理科
		中学校教諭専修免許状	音楽
		中学校教諭専修免許状	美術
		中学校教諭専修免許状	保健体育
		中学校教諭専修免許状	保健
		中学校教諭専修免許状	技術
		中学校教諭専修免許状	家庭
		中学校教諭専修免許状	職業
		中学校教諭専修免許状	職業指導
		中学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	ドイツ語
		中学校教諭専修免許状	フランス語
		中学校教諭専修免許状	中国語

中学校教諭専修免許状	ロシア語
中学校教諭専修免許状	宗教
高等学校教諭専修免許状	国語
高等学校教諭専修免許状	地理歴史
高等学校教諭専修免許状	公民
高等学校教諭専修免許状	数学
高等学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	音楽
高等学校教諭専修免許状	美術
高等学校教諭専修免許状	工芸
高等学校教諭専修免許状	書道
高等学校教諭専修免許状	保健体育
高等学校教諭専修免許状	保健
高等学校教諭専修免許状	看護
高等学校教諭専修免許状	家庭
高等学校教諭専修免許状	情報
高等学校教諭専修免許状	農業
高等学校教諭専修免許状	工業
高等学校教諭専修免許状	商業
高等学校教諭専修免許状	水産
高等学校教諭専修免許状	福祉
高等学校教諭専修免許状	商船
高等学校教諭専修免許状	職業指導
高等学校教諭専修免許状	英語
高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
高等学校教諭専修免許状	フランス語
高等学校教諭専修免許状	中国語
高等学校教諭専修免許状	ロシア語
高等学校教諭専修免許状	宗教

富山大学における学生の懲戒規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第82条に規定する学生の懲戒に関し、その適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育指導の一環として行われなければならない。

2 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(懲戒処分の種類及び定義)

第3条 懲戒処分の種類は、退学、停学及び訓告とする。

2 「退学」とは、本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。

3 「停学」とは、一定の期間、大学への登校を禁止することをいう。

4 停学の期間は、無期又は有期とし、「無期の停学」とは期限を付さずに命ずる停学をいい、「有期の停学」とは3ヶ月以内の期限を付して命ずる停学をいう。

5 「訓告」とは、学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

(懲戒の効果等)

第4条 懲戒処分を受けた学生は、本学の学生表彰、授業料・寄宿料免除、各種奨学金の推薦の対象となるない。

2 懲戒は、当該学生の指導要録に記載する。ただし、証明書等には当該懲戒を記載しない。

(その他の教育的措置)

第5条 学生が行った行為が、当該学生が所属する学部において訓告には至らないと当該学部の長（以下、「学部長」という。）が判断した場合は、その行為を戒めるため厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

3 過去に厳重注意を受けた学生が再び同じ行為を行った場合は、懲戒処分の対象とすることができる。

(懲戒の基準とその標準例)

第6条 学長は、学生が次の各号の一に該当する事件又は事故「以下「事件等」という。」を起こした場合に、当該懲戒処分を行うものとする。

(1) 事件等における行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合は、退学又は停学を適用する。

(2) 事件等における行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合には、停学又は訓告を適用する。

(3) 事件等における行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合は、停学又は訓告を適用する。

2 事件等における行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案して判断する。

3 結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が大学や社会に及ぼした被害や影響等を勘案して判断する。

4 具体的な懲戒処分の内容については、別表「懲戒の標準例」を参考とする。

5 過去に懲戒処分を受けた学生が、再び前項に掲げる行為を行った場合は、悪質性が高いものとみなし、前項に規定する懲戒の基準より重い懲戒処分を科することができるものとする。

(懲戒処分の手続き)

第7条 学生が事件等を起こした場合には、当該学生が所属する学部の指導教員等は、直ちに

学部長に報告し、学部長は、速やかに学長に通報するとともに当該学生から事情を聴取する等事実関係の把握に努め、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、学部長から報告のあった学生の行為に関し、懲戒を検討する必要があると認めたとき又は事件等とみなされる行為を知り得たときは、直ちに学部長に調査及び審査を命ずるものとする。
- 3 学部長は、調査に当たって当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとし、必要に応じて当該事件等について本学の関係部局、教職員又は学生から意見を聴取するものとする。
- 4 学部長は、事件等を確認したときは、教授会の意見を聴いて、学長に懲戒の申請を行うものとする。懲戒対象に係る行為の認定判断は、学部の責任において行う。同一の事件等に関して複数学部の学生が関与している場合は、事実の認定及び申請すべき懲戒処分の内容について学部間協議を経て、当該学部ごとに前記申請を行うものとする。
- 5 学長は、教育研究評議会の議を経て処分を決定するとともに、懲戒通知書を作成し、学部長から対象学生に対して交付させるものとする。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知することにより、交付したものとみなす。
- 6 学長は、懲戒処分の措置につき、特に全学的な調整を必要とするときは、富山大学教育・学生支援機構学生支援センター会議に調整のための協議を命ずるものとする。

(学生の取扱い)

第8条 学部長は、懲戒処分が決定するまでの間、学生に謹慎を命ずることができる。

(処分の決定)

第9条 学長は、第7条第4項による申請について、教育研究評議会の議を経て、学生の懲戒を決定するものとし、懲戒処分の執行開始日は、原則として、教育研究評議会の日の翌日とする。

- 2 学長は、前項により懲戒処分を決定した場合には、学生の所属する学部、学科、学年、懲戒の内容及び懲戒の事由を告示するものとする。
- 3 停学の期間には、謹慎の期間を含めることができる。

(無期の停学解除)

第10条 学部長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、処分の解除を申請することができる。

- 2 学部長は、教授会の意見を聴いて、学長に無期停学処分解除の申請を学生懲戒解除申請書により行うものとする。
- 3 学長は、教育研究評議会の議を経て、無期停学処分の解除を決定するとともに、停学解除通知書を作成し、学部長から対象学生に交付させるものとする。

(停学及び謹慎期間中の措置)

第11条 学生は、停学期間中又は謹慎期間中、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学部長が教育指導上必要と認めた場合には、一時的に登校することができる。

- 2 停学期間又は謹慎期間が当該学生の履修手続きの期間と重複する場合には、原則として、当該学生の履修登録を認めるものとする。
- 3 学生の所属する学部は、学生と面談を行う等の教育的指導を行い、その更生に努めるものとする。

(不服申し立て)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により学長に対して、懲戒通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申し立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受理した場合には、速やかに当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いた上で、教育研究評議会の議を経て、審査の要否を決定しなければならない。

- 3 審査の必要がある場合には、学長は、直ちに、当該学部長等に審査を行わせるものとする。
 4 審査の必要がない場合には、学長は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。
 5 審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第13条 学生が逮捕・勾留され、本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討し懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分と自主退学)

第14条 学部長は、事件等を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、原則としてこの申出を受理しないものとする。

(その他)

第15条 懲戒処分の実施に関し必要な事項等は、別に定める。

(大学院の学生の懲戒処分)

第16条 国立大学法人富山大学大学院学則第41条に規定する大学院の学生の懲戒については、この規則を準用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係） 懲戒の標準例

区 分	行 為 の 内 容	懲戒の標準
本学の規則や学生指導の方針等に反する行為	本学が定める規則等に違反し、教育研究又は管理運営を妨げる行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の不正使用・損壊行為	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力その他の迷惑行為	停学又は訓告
	未成年の学生や飲めない学生への飲酒の強制、一気飲みの煽動等の行為	退学、停学又は訓告
本学が実施する試験等における行為	(1) 筆記試験実施中における不正行為 ・持ち込みを許可されていない書籍・ノート等を参照する行為 ・使用を許可されていない電子機器等を使用する行為 ・他人と情報等のやり取りをする行為 ・他人の答案を見る、又は他人に答案を見せる行為 ・他人の代わりに受験し、又は他人を自分の代わりに受験させる行為	停学
	(2) 論文・レポートにおける不正行為 ・ウェブサイト、書籍等に記載された他人の文章を、出典を明示せずに自分の論文・レポートに引用し、又は自分の文章として記述する行為 ・論文・レポートの基礎となる実験データ・調査結果等を捏造、改ざん、盗用する行為 ・他人の論文・レポートを自分のものとして記述し、又は自分の論文・レポートを他人のものとして記述させる行為	停学

本学が実施する試験等における行為	(3) その他の不正行為 ・(1),(2)のほか、試験等の公正な実施を妨げる恐れのある行為 ・授業担当教員（試験監督者）の注意、指示等に従わない行為 ・授業担当教員（試験監督者）の指示に従わず、使用を許可されていない電子機器等を所持する行為	停学又は訓告
研究活動不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用その他不正な行為を行った場合	退学、停学又は訓告
ハラスメント行為	本学のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程に抵触する行為	退学、停学又は訓告
	その他人権侵害等のハラスメント行為	退学、停学又は訓告
殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪犯罪	退学又は停学	
傷害、暴行、強制わいせつ、住居侵入等の生命・身体・自由に対する犯罪行為	退学、停学又は訓告	
窃盗、詐欺、恐喝等の財産に対する犯罪行為	退学、停学又は訓告	
薬物犯罪行為（麻薬・大麻、危険ドラッグ等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学	
痴漢・盗撮等の軽犯罪やストーカー規制法等の法令に抵触する行為	退学、停学又は訓告	
コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は訓告	
その他法令に反する行為	退学、停学又は訓告	
交通事故・交通違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質なとき	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質なとき	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失のとき	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失のとき	停学又は訓告
その他の行為	上記に準ずる行為	退学、停学又は訓告

富山大学における学生の懲戒規則の運用指針

この運用指針は、富山大学における学生の懲戒規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、規則の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

1 第3条関係

- (1) 有期停学は、7日、14日、35日及び3月とする。
- (2) 無期の停学は、原則として3月を超える処分が必要と認定される場合に適用する。

2 第4条関係

- (1) 第1項に規定する学生表彰等の対象外とする措置は、当該処分が行われた日の属する年度及びその翌年度とする。
- (2) 証明書等とは、本学が発行する成績証明書、履修証明書、卒業・修了証明書をいう。

3 第6条関係

- (1) 懲戒処分の適用に当たっては、過去の処分例を参考にする。
- (2) 犯罪行為にあっては、刑事起訴の有無を絶対的な基準としない。
- (3) 規則別表の区分「本学が実施する試験等における行為」（以下「本区分行為」という。）が認定された場合は、次のとおりとする。
 - ① 停学処分とする場合、停学期間は35日間を標準とする。ただし、本区分行為の（3）が認定された場合は、停学処分の期間を14日間又は7日間、若しくは訓告処分とすることができる。
 - ② この規定における「試験等」とは、当該科目のシラバスの「成績評価の方法」欄に記載された試験等をさす。
 - ③ 停学処分とする場合は、当該試験期間中に当該学生が受験した全ての試験科目は無効とするものとする。

4 第7条関係

- (1) 第2項の規定に基づき、学長は、迅速な対応が必要であると判断した場合は学部長からの通報を待たずに、学部長に当該事件等について調査及び審査を命ずることができる。
- (2) 第3項の規定に基づき、学部長は、関係部局、教職員又は学生からの意見聴取に代えて、意見書を提出させることができる。
- (3) 第5項の規定に基づき、対象学生が「懲戒通知書」の受け取り拒否や所在不明により、懲戒通知書の直接の交付が不可能な場合は、告示又は送達によりこれを行う。
 - ① 対象学生が懲戒通知書を容易に受け取ることができるので、故意にその受け取りを拒否した場合（例えば、対象学生が懲戒処分の内容について口頭で説明を受けたのに、懲戒通知書のみ受け取らない等）は、対象学生に懲戒通知書を書留郵便で送付し、それが到達したときに、懲戒通知書の交付があったものとみなす。
 - ② 上記①によることが不可能な場合は、学生の氏名、学籍番号、学生の所属する学部、学科、学年、懲戒の内容、懲戒の事由及び不服申立ての期間を告示し、告示した日から2週間を経過したときに、懲戒通知書の交付があったものとみなす。
- (4) 第5項に規定する懲戒通知書の内容は、学生の学籍番号、所属する学部・学科、氏名及び懲戒の内容とする。

5 第8条関係

学部の調査及び審査の段階で停学又は退学相当の懲戒対象行為が確認された場合には、学部長は当該学生に対して謹慎を命ずるものとする。

6 第9条関係

第2項に規定する懲戒処分の告示にあたっては、処分を行った日から2週間掲示するものとし、学生の氏名及び学籍番号は告示しないものとする。

7 第11条関係

停学又は謹慎期間中における教育的指導は、学部の教育目的に沿ったものとする。具体的な例としては、反省文や日誌の作成、奉仕活動の実施等とする。

附 記

この運用指針は、令和3年4月1日から適用する。